

流通確認業務サービスにおける返納車両の取扱いについて

1. 業務サービス開始時（1）

- 1.1 業務サービス利用開始に伴い所有権留保車両をシステム登録する際は、すでに返納されている車両は除いております。
 - システムの運用開始月の前月の月末日時点で「返納されていない」検査情報を対象に検索し、システムに登録します。
 - 返納されている車両を含むと古い車両も含めて検索・追加することとなるため、あえて除いております。
 - 2025年7月の業務サービス開始にあたり、同年4月から順次システム準備を行ったことにより、登録所有者ごとに「運用開始日」が異なっており、運用開始後は次に説明する「業務サービス開始後」と同じ取扱いとなっております。（料金については、運用開始日に関わらず、2025年6月30日時点で登録されている流通確認対象の台数によります。）
 - 運用開始日は、システムのメニュー「登録所有者管理」→「登録所有者照会」内にて確認可能です。
 - システムに未登録の返納車両が申請された場合、申請後も「所有権留保車両」のままであれば、自動的に登録されます。

利用開始時にシステムに登録する所有権留保車両の条件

申込時に決定した検査情報の抽出範囲（①②のどちらか）	①所使不同一車両のみ ②所有者となっている車両全て（所使同一車両含む）
検索条件	所有者が所有者判別条件表に合致する車両
検索対象日等	運用開始月の前月末日時点で返納されていない車両

登録

初期費用の情報提供料

流通確認業務サービスの利用開始時にシステムに登録された所有権留保車両情報の件数（台数）に13.92円を乗じた金額が請求されます。（2025年7月サービス開始時の登録所有者の場合は、運用開始月に関わらず、2025年6月30日時点で登録されている流通確認対象の台数によります。）

1. 業務サービス開始時（2）

■ 1.2 システムに登録されていない返納車両は「車両登録」機能により登録が可能です。

- 業務システムのメニュー「車両登録」（手動で登録する機能）により、即時追加が可能です。
- 登録する車両は、全軽自協窓口で「流通確認」を実施してほしい車両のみ、行ってください。（所有権解除の承諾フラグを設定するために登録する必要はありません。）
- 「車両登録」機能によって車両が登録された場合、各種料金が発生しますのでご注意ください。
- 「車両登録」機能の詳細については、登録所有者専用ページに掲載している以下を参照してください。
 - ① システム操作説明動画「流通確認履歴・車両管理編」
 - ② (PDF)登録所有者用マニュアル、p15～16

【車両登録した車両の<登録状態>を必ずご確認ください】

- 車両登録は、登録した時点で「情報提供サービス」に照会を行います。（サービス提供日時：平日（年末年始除く）9:00～20:50であれば、随時実施）
- システムに入力した車台番号と車両番号により、検査情報(前日時点)を検索し、結果が登録状態及び車両内容に反映されます。
- 登録状態が『仮登録』となった車両は、登録した際の条件等の確認を行い、削除又は修正をお願いいたします。
- 『仮登録』となった理由については、メニュー「車両管理」→「車両検索」の各車両の『検査情報不整合種別』で確認が可能です。

登録状態	手動登録の結果 <登録時に情報提供サービスに照会した結果>	照会後の車両情報	検査情報不整合種別	登録後の扱い
本登録	車両が存在し、所有者が「所有者判別条件表」に該当した場合	検査情報の内容が反映	—	(通常の運用)
仮登録	・ 車両が存在しない場合（使用者・所有者は空欄）	使用者：空欄、所有者：入力時	該当車両なし	・ 各料金が発生します
	・ 所有者が「所有者判別条件表」に該当しない場合	使用者：空欄、所有者：入力時	所有者条件不一致	・ 当該車両の申請があった場合は窓口から連絡があります
	・ 「所使不同一」車両のみ登録する登録所有者が「所使同一」車両を登録した場合	使用者・所有者ともに自社(検査情報の内容が反映)	所有者条件不一致	・ 仮登録から93日後に自動削除されます

2. 業務サービス開始後

■ 2.1 返納（一時使用中止）した場合でも「流通確認対象」となります

- 原則として申請の種類にかかわらず、所有権留保車両の条件に合致する場合は、流通確認対象となります。
- ただし、「解体・滅失・用途廃止・輸出」となった場合は流通確認対象外となります。（国内で流通しないため）

■ 2.2 流通確認対象外の車両になるタイミング

- 登録所有者の業務システムへの車両登録条件によって異なります。
- 車両登録条件は、業務システムのメニュー「登録所有者管理」→「登録所有者照会」内のボタン『所有者判別条件照会』→項目『所使同一提供種別』で確認が可能です。

業務システムへの車両登録条件	流通確認対象外となる条件
① 所使同一車両のみ (使用者と所有者が異なる車両のみ)	・所有者が登録所有者ではなくなったとき ・使用者と所有者が同一となったとき（自社名義）
② 所有者となっている車両全て(所使同一車両含む)	・所有者が登録所有者ではなくなったとき
全ての登録所有者共通	・「解体・滅失・用途廃止・輸出」となった車両

■ 2.3 返納後の所有者の変更

- 上記2.2の表のとおり「所有者となっている車両全て（所使同一車両含む）」を選択している登録所有者は、使用者が自社となったとしても、システムで車両を管理し続けます。
- 上記の登録所有者で、返納時に自社名義にして売買を行う業務をおこなっている場合は、売り先が決定した時点で所有者変更を行うことをおすすめします。（検査証の所有者が変更されない限り、料金が発生するため）
- 返納後の各申請手続きの方法は、軽自動車検査協会ホームページをご確認ください。